

第12回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月21日(月)13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場南館 3階 会議室2
3. 出席委員 13人

| | | | | | |
|---------|-----|-------|-----|-------|-----------|
| 会長 | 1番 | 内海 武博 | | | |
| 会長職務代理者 | 2番 | 作田 博 | 3番 | 折元 文則 | |
| 委員 | 4番 | 上野 悟 | 5番 | 安井 弘之 | 6番 夏見 弘則 |
| | 7番 | 得納 逸二 | 8番 | 宮丸 和也 | 9番 鈴木 義昭 |
| | 10番 | 荻田 光 | 12番 | 吉儀 良弘 | 13番 桜井 陽子 |
| | 14番 | 島津 健治 | | | |

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 11番 岡田 典子
5. 議事録署名委員の指名 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治
6. 議事日程

第1 付議事項

- | | |
|--------|--|
| 議案第69号 | 農地法第3条の規定による許可申請について(8件21筆) |
| 議案第70号 | 農地法第4条の規定による許可申請について(3件3筆) |
| 議案第71号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(3件7筆) |
| 議案第72号 | 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について(1件2筆) |
| 議案第73号 | 非農地証明申請について(5件7筆) |
| 議案第74号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定) |
| 議案第75号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案について(利用権設定) |

第2 協議事項

- (1) 下限面積(別段の面積)の設定について
- (2) 世羅町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について
- (3) 農業委員会法改正5年後調査について

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (3) 農地転用(農業用施設)届出について
- (4) 農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取について(回答)
- (5) 農業相談について

第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主任 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1番 内海 武博）

（開会）

13時30分

事務局

それでは失礼いたします。定刻となりましたので只今から総会の方、開催したいと思います。注意事項を申し上げます。総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードをお願いをいたします。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席くださいますよう、お願いいたします。それでは開会にあたりまして会長の方からご挨拶の方をお願いいたします。

会長

改めましてこんにちは。今年最後の総会となりました。今年をご承知のように、コロナで始まり、ずっとコロナに振り回され、途中でまた鳥インフルエンザとかいうことに広島県はなりましたし、大変な年だったなというふうに思っておりましたが、皆さん方の会話にも出ていました様に、昨日、世羅高の高校駅伝において、男女アベック優勝という非常に明るいニュースが飛び込んできて、皆さんもきっと喜ばれたんじゃないかなというふうに推察いたします。これを受けまして、ほんと来年は良い年でありますようにというふうに願っております。それから、手元にお配りしましたけれども、コロナ対策で充実を図る。というような、3次補正で1兆519億円の予算が付いた様なことを書いてあります。また右下に米が余るということ、食べられなくなったということも併せて、コロナ渦で食べる人が少なくなっているのも踏まえてですね、主食用米からそれ以外の飼料用米とか色々な物に転作を図るというふうな事をそれに対して350億円の予算が付いたというふうに、これは12月15日の読売新聞の切り取りでございます。それから、その隣、農家生活の法律相談。これは先月も出しましたけれども、「キー付けたトラック盗まれ物損事故被害の修復費用払う義務はあるか」というふうな議題で書かれております。何年前かに私に関係のある方が、車を盗まれてまして、幸か不幸か事故は無かったですけど、その時間いたのが、放置しとった持ち主に責任が、事故でもあると来るんだ、というような事を聞いたことがありまして、この記事を改めてみますと、自宅の納屋とか、そういう所に入れてあるものについては、必要はないんだよ。というような事を書いてありました。ということで、我々農業やっていると、どうしてもトラックなんか鍵を付けたまま放置するという事も多々あるかなと思いますので、是非この様なことを踏まえて気を付けて行かねばというふうに思って持ってまいりました。

議長

それでは世羅町農業委員会の第12回の総会を開催したいと思います。本日の出席者は13人、11番の岡田委員さんが欠席というふうに連絡をもらっています。確認しましたら、順調に体調の方も戻ってられるように聞いておりますので、ちょっと安心したところでもあります。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。本日の総会の議事録署名は、13番の桜井陽子委員さんと14番の島津健治委員さんをお願いをします。よろしく申し上げます。

(報告事項)

議長 はい、それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集112ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」です。1件目、■■■■さんと■■■■さんの件につきましては他の方への耕作依頼ということで合意解約がなされました。それから2件目■■■■さんと■■■■さんこちらは、自分で耕作をされるということで解約がされております。同じく3件目の■■■■さん、■■■■さんの件も自分で耕作ということで解約です。それから次の件、■■■■さんと機構の貸付の件については、この後出てまいります売買予定があるということで解約がされました。それから次の■■■■さん、■■■■さんこちらの方は他の方への耕作依頼ということで解約がされております。それから■■■■さん、■■■■さん、こちらの方は、他の方への耕作依頼ということでの解約、それから、113ページ、■■■■さん、■■■■さんにつきましては、■■■■の方への依頼ということでの解約、それから、■■■■さんと■■■■、こちらも他の方への耕作依頼ということでの解約ということで成立がされておりますので報告いたします。事務局からは以上です。

(付議事項)

(議案第69号)

議長 はい、それでは、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請について(8件21筆)を議題とします。新型コロナ対応のため、推進委員さんは1名のみ入室して、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また待機場所が密となるため、報告が終わられました推進委員はお帰りいただくこととしますのでよろしくお願いします。

(議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

| 譲受人 | 譲渡人 | 理由(渡・受人) | 現地調査委員 | 現況地目 | 地籍 |
|------|------|---|-----------|------------|---------|
| ■■■■ | ■■■■ | (渡)生前贈与。 (受)親から農業を継承 | 勝見・黒木啓・藤高 | 畑2筆 田3筆 | 8,560㎡ |
| ■■■■ | ■■■■ | (渡)財産処分。 (受)耕作中の農地、譲渡人の希望により購入。 | 湯川・茶谷・梶竹 | 田3筆 | 2,992㎡ |
| ■■■■ | ■■■■ | (渡)遠方で管理できない。 (受)規模拡大 | 鍛冶谷・真野・梅田 | 田4筆 | 17,780㎡ |
| ■■■■ | ■■■■ | (渡)第5条により取得したが元所有者に返還する。 (受)これまで通り農地として利用するため。 | 真野・鍛冶谷・梅田 | 田1筆 | 629㎡ |
| ■■■■ | ■■■■ | (渡)遠方で管理できない。 | 真野・鍛冶谷・梅田 | 田1筆 | 2,487㎡ |

| | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|--|-----------|-------|--------------------------------|
| | | (利用権) (受)今まで管理してきたため譲り受ける。 (構成員) | | | |
| | | (渡)高齢により管理できない。 (受)規模拡大 | 真野・鍛冶谷・梅田 | 田 3 筆 | 2,317 m ² |
| | | (渡)財産処分 (受)野菜栽培の為 (空き家バンク) | 垣内・宮迫・松尾 | 畑 3 筆 | 533 m ² (下限面積設定) |
| | | (渡)財産処分 (受)水利権をもっている農地で耕作しやすいため購入 | 神尾・綿谷・中村 | 田 1 筆 | 466 m ² |

議長 それでは、報告をしていただく推進委員の入室をお願いいたします。
(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集の 1 ページ、議案第 69 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明させていただきます。(1 件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、12 月 13 日勝見委員、藤高委員と共に現地の確認を行っております。すべての耕作が行われており、何も問題はないというふうに判断しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは 2 件目の説明をいたします。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2 件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、茶谷が報告いたします。12 月 19 日朝 9 時から是竹委員さん、湯川委員さんと 3 人で現地確認をいたしました。当該農地は、さんの号線の道向いの方の位置にあたります。ちょうど旧のから出て来る道と、が交差するところの近くになります。現地を確認してみましたところ、継続して耕作されておられまして、田起しもすでに終わっております。周りの状況からみても、全く問題ないものと 3 人で判断しました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 3 ページをご覧ください。7 件目になります。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、7 件目について垣内委員さんより報告をお願いします。

垣内委員 はい、報告します。12 月 16 日の朝、宮迫、松尾委員と 3 人で現地の方確認にいきました。現地の方、空き家バンクを利用して取得されるようで、現在ある程度の管理はされているみたいで、雑草がぼうぼうという感じではなかったです。畑として復旧するのはわりと簡単なんじゃないかと思いました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは 8 件目の説明をいたします。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、8 件目について神尾委員より報告をお願いします。

神尾委員 はい、失礼します。12 月 12 日(土) 8 時頃、現地調査員の神尾、綿谷、中村の 3 名で現地を確認しました。申請地については稲が作付けされていて当日は、荒起こしがなされていました。その他には特に気になる点はございません。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、10 番荻田委員。

10 番 はい、10 番荻田です。先ほど、水利権が無かったということなんですけど、その土地に水利権が付いてるんじゃないんですか。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 池があるんですが、池の水利を持ってないんだということをおられました。実際の池の水は当たるようにできてるんですけど、自分は水利権を持ってないので、その水は使えないということで、牧草だけ植えとった。と本人から聞いております。どういう状況かというのは現地を見ないとわからないんですがそういうふうな説明を受けております。

議長 どうですか。

議長 他に言いようがない。

10 番 そういう事があるんじゃないかなと思って、土地に付いとるのかなと思っていたので。はい、ありがとうございます。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 はい、それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。

(議案第 70 号)

議長 続きまして議案第 70 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」3 件 3 筆を議題といたします。

(議案第 70 号農地法第 4 条の規定による許可申請内容)

| 申請人 | 台帳地目等 | 転用目的等 | 現地調査委員 | 現況・種別等 |
|-------|--------|---------------|------------|------------------------|
| ■■■■■ | 田 56㎡ | 墓地 | 原田・黒木清・黒木和 | 現 畑 第 2 種農地 農用地区域外 |
| ■■■■■ | 田 972㎡ | 倉庫及び 資材置き場 | 下原・相良・稲田 | 現 畑 第 2 種農地 用途区分変更済 |
| ■■■■■ | 畑 55㎡ | 墓地 | 松尾・宮迫・垣内 | 現 畑 第 2 種農地 農用地区域外 |

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集の 41 ページをご覧ください。議案第 70 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。1 件目(議案集により朗読説明。)

議長 はい。続いて現地調査をしていただきました、推進委員の報告を案件ごとに受けたいと思います。1 件目について原田委員より報告をお願いします。

原田委員 はい、それでは失礼をいたします。去る 12 月 17 日に黒木清毅委員、黒木和昭委員と共に 3 名で現地調査をいたしましたところ、委員 3 人とも問題なしということで意見が一致いたしました。周りの農地も全部ご当家の所有でございまして何も問題はないというふうに判断いたしましたのでご報告に代えさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは 2 件目になります。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2 件目について下原委員より報告をお願いします。

下原委員 はい、それでは報告いたします。当件につきましては 12 月 15 日 9 時から津口の相良委員、黒淵の稲田委員、青水の私 3 人で現地確認をいたしました。前日に 14 日に申請人の■■■■■さんから詳細について色々お聞きしまして、

現地を見たわけなんですけども、現地につきましては現状では、この書面においては畑ということになっているんですが、乱原の状況で数年来そういう状況が続いていたところです。今、■■■■■さんは全部で30ha程、米作をしておられまして、世羅町内が26町、■■■■■が4町というふうに聞いております。農業機械もかなりの物を持っておられまして、今までは野外に放置した様な状態が続いておりましたので私も組内の者なんで心配しとったんですけども、今回こういう計画を持たれて、前に進めて行こうとされておられる事は非常に良いことだと思ひまして、他の委員さんも同じ考えでした。全く問題は無いんじゃないかならうかと思ひます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは3件目です。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、3件目について垣内委員より報告をお願いします。

垣内委員 はい、報告します。12月16日に、宮迫委員、松尾委員3名で現地の方確認に行きました。現地の方、現在、野菜物が植えてあって、その土地の一部をブロック積でかさ上げをして墓地にされるようです。周辺の農地には日照、通風とか、特に影響はないです。用水も雨水等の処理も特に問題ないと思ひました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第71号)

議長 続きまして議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件7筆を議題とします。なお1件目について申請人の関係者となられる6番夏見委員さんの退席を求めます。 (夏見委員退席)

(議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容)

| 譲受人 | 譲渡人 | 台帳地目等 | 転用目的等 | 現地調査委員 | 備考 |
|-------------------|-------|----------------------------------|---------------------------|-----------|-----------------------|
| ■■■■■ (所有権移転) | ■■■■■ | 田 4 筆 3,681.30 m ² | ●広島県農業会議「意見聴取案件」 小売店舗 | 黒木啓・勝見・藤高 | 第3種農地 農用地区域除外 |
| ■■■■■ (所有権移転) | ■■■■■ | 田 2 筆 351 m ² | 宅地 | 行吉・勝見・黒木啓 | 第2種農地 農用地区域外 |
| ■■■■■ (賃貸借権設定) | ■■■■■ | 田 1 筆 3,236 m ² | ●広島県農業会議「意見聴取案件」 農業用施設 | 梅田・鍛冶谷・真野 | 第2種農地 農用地区域用途区分変更済 |

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案集 66 ページをご覧ください。議案第 71 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。1 件目、○が付いております。丸付きなので県の農業会議の意見聴取案件となっております。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、12 月 13 日(日) 15 時 30 分頃、勝見委員、それから藤高委員と現地の確認を行っております。一応、被害防除措置計画書に従って確認をしておりますが、特に問題は無いというふうに判断をしております。ただし、農地との関係は無いんでしょうけども、■■■■■付近ということで、この先あまり交通渋滞とか、そういうことがなければよいかという様な話で終わっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告がおわかりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、10 番荻田委員さん。

10 番 小売店舗、何を売られてんですかね。わかる範囲で。

議長 事務局からの、お願いします。

事務局 はい、聞いている範囲でお答えさせていただきますと、マツタケの販売がメインと聞いておりますが、今の店舗が■■■■■の所にもあるんですけど、古物商的なことをするか、今後の物の販売については、色々考えておるといことは言われとったんですが、メインはマツタケと。年一になるんですよマツタケということで考えておられるそうですがただそれだけじゃ余りにも土地の利用がということもありますので、何らかの販売は考えていますといことは言われておられました。聞き取っている限りでの報告は以上です。

議長 どうでしょうか。

議長 はい、他に質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、ない様ですので、夏見委員さんに帰ってもらうために 1 件目の採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

議長 それでは、夏見委員さんの入室をお願いします。 (夏見委員入室)

議長 はい、2件目の事務局からの報告をお願いします。

事務局 はい、それでは2件目になります。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、同じく12月13日(日)15時頃、勝見委員、それから行肯委員と共に、現地の確認を行っております。すぐ後ろの所に邸宅が建てられて、その前の農地という事でここにあります様な駐車場と倉庫を建てられるということで確認を行っております。被害防除措置計画に従って確認しておりますが、特に問題は無いというふうに判断しました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんでしょうか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑が無いので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、続いて3件目の説明をさせていただきます。こちら丸付き数字ということで、県の農業会議の意見聴取案件となっております。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、3件目について真野委員さんより報告をお願いします。

真野委員 はい、この件につきましては、位置はですね、■■■■の■■■■から■■■■の方に100m位下った所です。もうすでに整地されて建物も建っているんですけども、排水路等はきちっと確保されて下の方にも沈殿池等も作られていますので、支障はないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番さん。

10番 はい、10番菰田です。これビニールハウスなんですけれども、農業施設にしか見様が無いんですけど5条申請がいるんでしょうか。

議長 事務局、はいお願いします。

事務局 農地としての利用であれば要らないと思うんですが、今回は一筆全部をということでの申請となっておりますので、分けてもらうとなると分筆するという形になるんですけど、実際、分筆は費用もかかったりする。それから、今後の話として、10年間の計画で借りるというふうにされているんですが、一応、全部撤去して農地に戻して返す見込みも考えられるということも含めて、まとめた農業施設用地ということでの転用という形での申請を出されたということになっております。説明としては以上です。

議長 よろしいですか。

議長 他には、質疑意見ありませんか。

議長 はい5番委員さん。

5 番 5 番安井です。この場合、農業施設用地の届出が必要なのは、事務所とか、コンクリート施設とかそういった部分なんですか。

議長 事務局の方からお願いします。

事務局 あくまで、その全体、まとめてビニールハウスも含めて全部、施設用地として利用されるというふうな事での手続きとなります。

5 番 あのハウスとか、温室とかいうのもやっぱり届出が必要なんですか。

事務局 それは違うと思ってもらってよいです。通常のパターンでの農地としての利用のハウスとか温室とかについては、別の考えの農地としての利用としては特に転用の手続きはいらないです。昔は、全面にコンクリートの施設内に敷き詰める状態になると転用ということで、なっていたと思うんですが、それもまあ今、事前届け出をすれば農地として見られるというふうな法改正も平成 30 年に行われていますので、全部が全部じゃあないんですが、ほぼ農地としての利用となれば、農地として見ることにはなりますが、今回のケースは、全部の複合施設ということで、1 筆で、また元に戻すということが前提になっているので、全体的に転用するという形での申請、いうふうにご理解いただきたいと思えます。

5 番 はい分かりました。

議長 はい、他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 それでは、2 件目、3 件目の採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 72 号)

議長 続きまして、議案第 72 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について(1 件 2 筆)を議題といたします。

(議案第 72 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について内容)

| 申請者 | 当該農地 | 転用目的 | 議案の内容 | 変更理由 |
|---------|-------------------------------------|---------------------|--------------|----------------------|
| (受) [] | [] | 太陽光パネル設置 | H30 年第 7 回総会 | 変更前の所有者から |
| (渡) [] | 田 1 筆 807 m ² 第 2 種農地 | 288 枚から 187 枚に変更 | 議案第 40 号にて許可 | [] の返還を 求められたため。 |

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集の 88 ページをご覧ください。議案第 72 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請についてです。[] と [] 2 筆での事業計画であったところなんですが、[] は中止されて、1 筆 [] だけで事業をされるということでこの度、変更が出されたものでございます。それに合わせてパネルも 288 枚の予定だったものを 187 枚に変更されておられます。工事着工は年を明けて 2 月から 4 月 30 日までには実施完了される申請がされております。以前に許可申請がされて許可されたもので

ございますので再度の現地調査は実施しておりません。事務局からの報告は以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 73 号)

議長 続きまして、議案第 73 号「非農地証明申請について」、5 件 7 筆を議題といたします。

(議案第 73 号非農地証明申請について内容)

| 申請人 | 当該農地 | 地目地籍 | かい廃年月日 | 証明を受けようとする理由 | 現地調査委員 |
|-------|-------------------------|--|-------------------|--------------|-----------|
| ■■■■■ | 大字■■■■■ 字■■■■■ | 田 1 筆 5.97 m ² (現況雑種地) | S50 年頃 (始末書提出) | 地目変更 | 勝見・黒木啓・藤高 |
| ■■■■■ | 大字■■■■■ 字■■■■■ | 田 1 筆 15 m ² (現況雑種地) | H1 年頃 (始末書提出) | 地目変更 | 黒木啓・勝見・藤高 |
| ■■■■■ | 大字■■■■■字■■■■■ ■■■■■他 | 田 2 筆 435 m ² (現況宅地・雑種地) | H10 年頃 (始末書提出) | 地目変更 | 茶谷・湯川・是竹 |
| ■■■■■ | 大字■■■■■ 字■■■■■ | 田 1 筆 197 m ² (現況原野) | S47 年頃 (始末書提出) | 地目変更 | 松尾・宮迫・垣内 |
| ■■■■■ | 大字■■■■■ 字■■■■■他 | 畑 2 筆 134 m ² (現況宅地・雑種地) | S50 年頃 (始末書提出) | 地目変更 | 垣内・宮迫・松尾 |

議長 2 件目について申請人の関係者となられる 6 番夏見委員さんの退席をお願いします。(夏見委員退席)

議長 それでは報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局から 2 件目の説明をお願いします。

事務局 はい、94 ページ、議案第 73 号「非農地証明申請について」です。それでは 2 件目からスタートさせてください。(2 件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、現地調査をしていただきました推進委員さんの黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、12 月 13 日勝見委員と藤高委員と現地の確認を行っております。■■■■■からの揚水ポンプの小屋として長年使われており、農地への復旧は困難ということで判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 それでは採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方の挙

手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

議長 それでは夏見委員さんお帰りをお願いします。(夏見委員入室)

議長 はい、では1件目について事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、1件目です。(1件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、それでは1件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、同じく12月13日藤高委員と勝見委員と共に現地の確認を行っております。先ほどありました3条の関係で出てきたポンプ小屋だと思っておりますが、同じように電柱もたっておりますので、復旧は困難ということで判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい10番委員さん。

10番 はい、先ほどもそうだったんですが、ポンプ小屋って農業施設と認識するべきじゃないかなと、非農地証明わざわざせんでもいいのとかと。

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、農業施設としての届け出でもいいんですが、長い期間使用されているということもあって、農業施設用地としての手続きでもいいんですけど、今の非農地証明でこの度はさせてもらっという形です。

議長 はいどうぞ。

10番 こういう施設とかはいっぱいあるんじゃないですかね。これを全部非農地証明で上げると、現地調査委員さんもたいへんな気がするんです。

事務局 すみません。この1件目と2件目につきましては、今回3条の手続きそれから5条の手続きを合わせてされる時に、ここをどうされるんですかというのが見つかったものでその案件についてにやってもらったと言っちゃいけないんですけど、現地的には農地で使える状態じゃないということで、農地台帳の方から落としたいというふうのうちの方も整理したいということで当家の方にお話しさせてもらったというのが一応流れであるという事です。

議長 現状、いま利用されているんですか。

黒木啓委員 されてないです。

議長 されてないということも踏まえてということだろうと推察します。

議長 よろしいでしょうか。

議長 はい10番。

10番 申請だけにすべきではないかと思うんですが。

議長 それについては事務局。

10番 こういうこと例を作ったら全部審議して、現地調査委員が確認している事になると思うんですけども。

事務局 ごめんなさい、失礼します。通常は農地に設置されているケースは余りないんですけど、この2件については、1件目については団地、住宅地ができる際

にすでにポンプ小屋は出来とったから、そこは外して、別の筆を作ってということで設置されたまま残ったというのが一つ、もう一個の方も元年ぐらいそこにポンプ小屋を作ろうとして、自分で分筆されたようなんですけど、農地法の手続きがされずにそのままされとった。という様な、きちんと筆は分けとっちゃったんだけども手続きはしてなかったという状況、本来していただくのが筋だったんでしょけどという様な案件になっております。

議長 如何ですか。

事務局 なので、一般的にポンプ小屋はあちこち設置されているのは確かにあるんですけど、全部が全部農地にあるというのはないと思われまますので、全てをというふうには、思っていたかなくていいのかなというふうには思います。よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

議長 はい、そういう施設がポンプ小屋という施設で全てこういうふうな案件に当たるとい事ではないという事務局の説明でございました。他にはありませんか。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは3件目です。(3件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、3件目について茶谷委員より報告をお願いします。

茶谷委員 はい、茶谷が報告いたします。10月12日、是竹委員さん、湯川委員さんと3人で現地確認をいたしました。当該の土地は■■■■の近くで、以前■■■■の看板が立っていて黄色い建物、■■■■から降りるときにはお見掛けされたと思うんですが、その建物とその裏■■■■の■■■■へ降りる所が、駐車場という形も、アスファルトも打たれて使われていた形跡もあります。いうことで、何にしてももう場所としては復元できる状態じゃないし、建物にも一部こういうふうに土地がかかっておりますので、非農地として認めて妥当じゃあないかという事で3人の意見が一致いたしました。ご審議よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは95ページから4件目、5件目についてです(4件目、5件

目について議案集により朗読説明。)

議長 はい4件目・5件目について垣内委員より報告をお願いします。

垣内委員 はい、報告します。まず4件目なんですが、12月16日に推進委員3名で現地の方、確認に行きました。現地の方は、自然に生えた物か、植えられたものか分かりませんが、木が結構生えていました。あと資材も置いてあって、農地に復旧するのは、ちょっと難しいんじゃないかと思いました。4件目については以上です。

5件目については、随分昔に農地に石垣を積んで庭にされていたようです。一部に植木もされておりました。もう一箇所は数年前までコイン精米所がありましたが、現在は撤去されてコンクリート舗装が残っております。コンクリート舗装を剥いでの農地復旧はちょっと難しいんじゃないかと思いました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり証明するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第74号・75号)

議長 議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地、農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第75号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)は関連がありますので、一括で議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第74号、農用地利用集積計画(利用権設定)の策定について説明いたします。2ページをお開きください。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を朗読説明)。

甲山地区 112筆 154,553㎡、世羅地区 164筆 213,294㎡、

世羅西地区 111筆 178,071㎡、合計 387筆 545,918㎡

(田 377筆 537,579㎡ 畑 10筆 8,339㎡) 12月末の期間

満了による更新が多くを占めている。

続いて別冊議案第75号農用地利用配分計画案の作成について(諮問)3ページをお開きください。山福田地区の2筆2,041㎡を(農)とくいちさんへ配分する計画が出されております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 では、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。有り難うございました。

議長 本日の議案は、全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくをお願いします。

(議長交代・折元副会長が進行)

14時41分

(協議事項)

議長 それでは協議事項(1)「下段面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案集の111ページをご覧ください。「下限面積(別段の面積)の設定について」です。こちらは先月、手続きが完了いたしました~~■~~の~~■~~を削除させていただいております。先月設定しました~~■~~の件は今回出ておりますので、来月落とさせてもらう予定でおります。下限面積の説明につきましては以上となります。

議長 はい、何か質疑・意見はありませんか。

議長 ないようですので、それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

議長 全員挙手により、案が成立しました。

議長 それでは、協議事項(2)世羅町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、別冊資料となっております、協議事項の(2)世羅町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について説明させていただきます。こちらは農業委員会等に関する法律第7条に基づきまして、農業委員会に係る標記指針を定めるものとなっております。この内容につきましては、平成29年の12月に同様に総会においてこの指針を定めておりました。その内容につきましては、委員の改選ごとに見直すというふうに分けられておりますのでこの度、内容を見直してご提案をさせていただいております。指針の目的、指針の期間等につきましては前回と変わっておりませんが、世羅町の地理的状況の説明等を載せてもらっているのが1番、目的と世羅町の内容について書かせてもらっております。指針の期間につきましては、国の「農林水産・地域の活力創造プラン」において、平成25年の作成時には平成35年度からと書いてあるんですが、令和5年度までに担い手の農地利用が全面積の8割を占める農業構造の確立を謳っておりますので、併せて目標は令和5年度とさせていただきます。続いて2ページをご覧ください。3として数値目標と目標達成に向けた具体的な推進方法について記載しております。①の遊休農地の解消目標として、平成29年の3月の設定時には3,340haの管内農地面積だったもの、そ

れから遊休農地面積51.9haだったものですが、現状は2年の3月現在で、2,390haに対して30.1haと、遊休農地の割合は0.9%と減ってきております。目標の方は、近年の活動計画の遊休面積の推移によりまして、目標面積を設定し、17.5haまで減していこうというふうな計画で0.5%まで、ということとで計画をして目標として設定させてもらっております。活動内容につきましては利用状況調査、利用意向調査を実施したり、中間管理事業との連携、農地・非農地判断についての推進をするということで設定をしております。続いて担い手の集積・集約化についてですが、同じように設定時には農地が3,340ha、その時の農地利用集積面積が1,221haでしたが、集積率36.6%となっていました。2年の3月現状では1,562haということで47.5%、目標につきましては80%が国の集積率となっていますので2,632haというふうにさせてもらっております。参考として担い手の育成・確保として、農地の面積、農家戸数等が書いてありますが、令和6年3月の目標は今後定められる世羅町農業振興ビジョンの見直し時に目標を定めるとさせてもらっております。後、併せて「人・農地プラン」、機構との連携、利用調整と利用権設定の話を書かせてもらっています。4ページにありますように、⑤所有者の確認する事の出来ない農地については、告知して、利用意向調査を進めた上での、出来ない場合は裁定を持って中間管理事業を使つての耕作権の割り振りということをやっけていく、というふうな形のことを書いております。それから(3)新規参入につきましては、新規参入者は設定では14件の取得面積が47.7haで、現状が17件の51.0haで、目標につきましてはビジョン見直し時に定める、とさせてもらっております。指針の設定につきましては以上となります。この内容につきましてご審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

審議の前に少し休憩の案が出ましたので10分ほどよろしいでしょうか。

(14時50分休憩)

議長

それでは予定の時間となりましたので再開させていただきます。(15時00分再開)

議長

事務局からの説明について何か質疑や意見がございますでしょうか。

議長

ございますでしょうか。

議長

それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

それでは、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

全員挙手により、案が成立しました。

議長

それでは、協議事項(3)農業委員会法改正5年後調査について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは協議事項(3)になります。別冊の農業委員会法改正5年後調査の調査項目というものをつけさせてもらっております。これはですね、ある程度事務局の方で内容については記入、それから選択したりさせていただいておりますが、その内容について総会の方で審議していただきたいというふうな全国農業会議所からの依頼がございましたので、この度ださせてもらったものでございます。内容については事前にお配りしとるのである程度ご覧になつとるというふうに思っておりますので、内容の説明につきましては省略させても

らってよろしいでしょうか。それではこう言った内容で回答したいと思いますので、内容につきまして、この後、ご審議等していただければと思います。よろしくお願いたします。

議長 はい、何か質疑・意見はありますでしょうか。

議長 それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 全員挙手により、案が成立しました。

（報告事項）

議長 それでは、報告事項（１）については冒頭に報告がありましたので、（２）農地法第３条の３第１項の規定による届出について事務局の報告を求めます。

事務局 はい、114ページをご覧ください。報告事項（２）農地法第３条の３第１項の規定による届出についてです。いわゆる相続の届け出の内容となっております。1件目権利を取得された方ですが、■■■■の■■■■さんです。こちらは■■■■さんより相続されたということで、9筆3,701㎡ほど、届け出がなされております。それから2件目■■■■お住いの■■■■さんですがこちらも、■■■■さんから相続されたということで1筆639㎡の届け出がなされました。説明につきましては以上です。

議長 それでは、報告事項（３）農地転用（農業用施設）届出について事務局より報告を求めます。

事務局 はい、115ページをご覧ください。報告事項（３）農地転用（農業用施設）届出についてです。届出人につきましては■■■■の■■■■さんです。農地につきましては、■■■■の■■■■の畑の一部だったんですが、この度、分筆されて122㎡をきちんと分筆されてこちらの方、農機具倉庫として設置するというので届け出を出されておりますが、実際には平成20年頃に建設されたということで、始末書が併せて提出されております。位置図等116ページ、117ページ、118ページ現地写真で119ページが配置図となっております。説明については以上です。

議長 それでは、報告事項（４）農地法第４条及び第５条の規定による意見聴取について（回答）事務局より報告を求めます。

事務局 はい、120ページをご覧ください。農地法第４条及び第５条の規定による意見聴取について（回答）を農業会議からいただいております。こちらにつきましては、10月の総会の時にご審議いただいた4条、■■■■さんの墓地、それから5条での■■■■さんの営農型太陽光の2件について意見聴取したところ、許可されることに異議ありませんというふうな回答をいただいたものでございます。報告につきましては以上です。

議長 それでは、報告事項（５）農業相談について事務局より報告を求めます。

事務局 はい、121ページです。農業相談の日誌を報告事項として掲げております。12月2日に大見自治センターにおきまして、作田委員さん、得納委員さんと事務局の飯塚とで出席をしております。1名いらっしゃいまして、農業者年金についてのお話をされました。内容につきましては年金というより

は、経営移譲したいという様なことも言われておりますので、移譲する場合は、利用権を設定するなどの手続きが必要となるのを説明して、詳細については事務局の方でお話をしてもらおうということでお話をして終わっております。農業相談につきましては以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございますでしょうか。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、122ページをご覧ください。(議案集により朗読説明)

(連絡事項(1) 今後の日程について内容)

| 月 日 | 内 容 | 場 所 | 出席予定者 | 備 考 |
|-------|---------------|----------|-----------|-------|
| 1月 6日 | 農業相談 | 伊尾自治センター | 夏見委員・桜井委員 | 9:30 |
| 1月12日 | 世羅町農業委員会役員会 | 世羅町役場南館 | 役員全員 | 9:30 |
| 1月25日 | 第1回世羅町農業委員会総会 | 世羅町役場南館 | 委員全員 | 13:30 |

以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局 ありません。

議長 はい、ではその他、委員さんの方から何かありますか。

会長 先月話しました様に、岡田委員さんの見舞いに行ってまいりました。それが1件とそれと農業委員会の会長としてもう一つ世羅ブランド協議会というのに参加してまいりました。この、今月においてはその2件が農業委員会として出席をさせていただいた案件でございます。以上です。

議長 他にございますでしょうか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第12回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは1番委員さんから7番委員さんをお願いいたします。

(閉会)

15時10分